

平成21年2月18日

全国重症心身障害児(者)を守る会  
各支部長 様  
各運動推進委員・顧問 様  
法人各常任理事会委員 様  
各ブロック事務局長 様

全国重症心身障害児(者)を守る会  
会長 北 浦 雅 子

「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」について  
～与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書～

去る2月12日に「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」が開かれ、「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」が発表されましたので、情報提供をします。

今回の基本方針は、平成19年12月に発表された、与党の「障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」報告書で「法施行後3年の見直しに向けて検討を急ぐ事項」とされていた事項について、具体的にその方針が示されたものです。

この基本方針に関し、重症心身障害児(者)に関する主な事項について、少し説明を加えると以下の通りです。(※次の説明の中で「基本方針2」とは、別添の「基本方針」の2番目の事項を示しています。)

【説明】

(1) 基本方針2

- ・ 障害福祉サービスについては、介護保険法とは切り離し、障害者の自立生活に必要な十分なサービスが提供されるという考え方に立って、障害者自立支援法に基づいた給付の在り方となるようその仕組みを抜本的に見直す。
- ・ 利用者負担については、障害者自立支援法によって導入された応益負担（原則1割負担）を、応能負担（負担能力に応じた負担の仕組み⇒障害者自立支援法施行前の仕組み）に見直すとともに、平成19年の特別対策や平成20年の緊急措置によって軽減された負担額が変わらないか、または更に改善するとともに、誰にも分かりやすい利用者負担の仕組みとする。

(2) 基本方針4

障害福祉サービス費用の日払い方式については、その制度は維持しつつ、地域間

格差解消、人材確保及び事業者の経営の安定化を図る観点から、福祉専門職配置加算、地域移行加算等の新たな仕組みを構築することにより、障害者の生活を支えるために必要なサービスを継続して提供できるようにする。

(3) 基本方針5

障害福祉サービス費用については、事業者の人材確保、サービスの質を維持する観点から、額を引き上げる。

(4) 基本方針6

障害程度区分については、それぞれの障害特性を反映するものとなるよう抜本的に見直す。また、障害程度区分により施設の利用が制限され、施設を退所せざるを得ないことにならないようにするとともに、一人ひとりに適切な支援ができるような仕組みに見直す。

(※厚生労働省では、障害程度区分に関する実態調査を実施し、データの収集・分析を行い、平成23年度中に新たな障害程度区分を導入すべく関係方面と調整を行っているとのことです。)

(5) 基本方針9

障害基礎年金については、社会保障制度全般との整合性を考慮し、税体系抜本見直し等の際に、障害基礎年金の引き上げ（例えば、2級の金額を1級並に、1級のコツ金額は更に引き上げ）など、障害者の所得保障を確立する。

(6) 基本方針14

他の障害福祉サービスを利用している場合の利用者負担に関しては、障害福祉サービスと補装具の自己負担については合算する。また、一般の医療保険や自立支援医療との合算については検討する。

(7) 基本方針15

利用者負担の決定時における資産要件については、その撤廃を図る。また、これまでの特別措置や緊急対策によって負担軽減の対象となっている世帯以外の比較的收入の多い世帯についても、負担限度額の見直しを図る。

この基本方針が、今国会に提出予定とされている改正法案等に盛り込まれることになるかは現時点では明確ではありませんが、今後の政府・与党等の動きを注視する必要があります。当会では、新たな情報が入り次第会員の皆様に情報提供することに努めてまいります。